

農協の組合員拡大運動の問題状況と課題

青 柳 斉

<新潟大学農学部 教授>

〔要 旨〕

- 1 本稿は、農中総研から農業開発研修センターに委託された調査結果の概要である。この調査は「農協と組合員との関係再構築のあり方」という統一テーマで行った前2カ年の調査研究を継承しており、「信用事業動向調査結果」や事例調査結果等に基づき、積極的な組合員加入促進により、農協の組織基盤自身を主体的に変えていくときの問題や課題について検討した。
- 2 まず、女性部や生産部会代表等の理事枠を設けると、地域代表理事枠との競合が生じ、多くの農協で組織代表理事の登用が進まない主な要因になっている。この点に関連して、特に女性理事登用の場合では、女性の正組合員を増やすことが先決であり、女性正組合員比率に対応した女性の総代・理事枠を確保する方法が制度的には正当かもしれない。
- 3 また、准組合員の増大は、都市農協が典型的なように、員外者へのローン推進を契機に増えてきたにすぎない。これに対して、中山間地にある調査事例のB農協においては、「『農』を起点とした幅広い地域活動に取り組む」ことを運動方針に掲げる。そのさい、農家数の大幅な減少により農業者だけで運動方針を実現することは困難であるという認識から、地域住民を巻き込んだ組織づくりを目指すとして、積極的に女性の組合員加入を促進している。言わば、新規組合員の加入促進は、員外利用規制への対応や事業利用の拡大というよりも、農協運動の「応援団づくり」という意味を帯びている。
- 4 さらに、大半の農協は、信用・共済部門の黒字で営農経済事業、営農指導事業の赤字を補填しているが、このような「営農補填」の実態について、特に非農家経済に依存する都市農協では、准組合員に対して説明責任の履行とともに、農協の組織理念に対する理解を求めていく必要がある。この点で、新規加入者への組合員教育や准組合員への研修活動に取り組んでいる農協が、わずか数%に留まるという現状は極めて問題であろう。
- 5 ところで、加入促進に際して、事業利用面でのメリットを強調すべきでは無いかもしれない。10年間で准組合員数を倍増させたA農協では、新規加入組合員に対して、生活文化活動や地域社会活動への参加を積極的に働きかけている。協同活動を中心にしたこのような「農協と組合員との関係構築」が、地域組合化の本来のあり方ではないであろうか。

目 次

はじめに

——調査研究の経緯と本稿の課題——

1 農協の組織構造の問題状況

——主に准組合員の増大に関して——

2 組合員拡大運動の先進事例の取り組み状況

——3農協の事例調査から——

(1) 事例農協の立地条件と准組合員比率

(2) 組合員拡大運動の背景や目的

(3) 組合員加入の推進対象・目標，促進方策

(4) 加入メリット及び加入後の働きかけ， 加入促進運動の成果

(5) 女性組合員及び准組合員の運営参加の状況

3 まとめ

——組合員加入促進運動の問題と課題——

はじめに

——調査研究の経緯と本稿の課題——

本稿は，昨年度に(株)農林中金総合研究所から(社)農業開発研修センターに委託された調査結果の概要であり，同調査の主旨として筆者がとりまとめたものである。この調査は，「農協と組合員との関係再構築のあり方」という統一テーマで，これまで2カ年の調査研究を継承しており，初年度は，「広域合併農協の組織運営問題への対応」という観点から検討した。そこでは以下のような点が結論づけられた。

まず，組合員の減少や准組合員の増大，集落組織の減少など，農協組織基盤の構造変化に対して，多様化した組合員の意思反映措置の整備や組合員組織化等の取り組みは，現在，不十分な状況にある。また，女性部の活性化，准組合員の組織化や地域社会活動の展開などにおいては，先進事例の取り組みを見る限り，農協トップの運動理念に強く左右されている。そのことから，

役員に対する地域組合化理念の啓発や研修活動の強化が依然として重要である。

他方，農協組合員の運営参加が形骸化しているのだが，その背景には，農協自体の大規模化や経済事業改革，支店統廃合も影響している。そこで，大規模運営ないし事業構造の変化に対応して組合員参加をどう実質化するかが課題となり，その対応には，理事会以外の意思決定参加の機会を整備することがカナメである。最後に，伝統的な本支店の各種事業活動は，営農経済事業拠点と「出向く営業活動」へ分化しつつあり，これによって，農協と組合員との接点や利用構造は変化してきていると想定された。

2年度目は，特に事業利用構造の変化が「組合員との関係再構築」のあり方を強く規定するという問題意識にもとづき，主に支所・事業所等の再編による組合員の利用構造の変化に関して，既存の統計や事例調査等から解明することにした。

まず，信用事業面においては，支店統廃合によって人件費削減等の大幅な収益改善効果が明確に見られる。他方，年金等の取

引実績が一時的に減少しても暫くして回復する例が多いなど、支店統廃合の利用実績に対する影響は小さいことが分かった。

これに対し、支店の統合再編の影響は営農経済事業面に強く現れている。多くの農協で、統一拠点配送による業務改善で資材価格を引き下げ、組合員にメリットをもたらしている。但し一方で、旧支店から営農経済センターへの購買事業や営農指導員の集約・引き上げは、農家の農協への「疎外感」を強めている。本来なら、「出向く」営農経済渉外体制は、このような問題への対応策であったはずだが、「不満」を解消するまでに至っていない。また、金融特化支店では、地元組合員組織との対応が後退しているため、営農経済センターが生産部会だけではなく地域諸組織の対応も求められてきている。

最終年度は、以上の2カ年の研究成果を踏まえて、「新たな組織基盤形成の取り組み」という観点から、「農協と組合員との関係再構築のあり方」の課題にアプローチすることにした。これまでの調査研究では、農協の組織構造や事業利用構造の変化を前提として、それに対応した組織運営や組合員対応のあり方を検討してきた。それに対して最終年度は、多様な利用者層の積極的な組合員加入促進により、農協の組織基盤自身を主体的に変えていくときの問題や課題について検討することにした。

課題へのアプローチに際しては、主に既存の統計分析や先進農協の事例調査（トップ層、企画担当部署、組合員組織代表及び事

務局等からのヒアリング）による分析とともに、農業開発研修センター調査研究班メンバーと農中総研の関係スタッフとの討論^(注)によって検討した。

（注）同調査報告書の執筆者は、同センター調査研究班のメンバーである筆者及び増田佳昭（滋賀県立大）、瀬津 孝（同センター）に加えて、農中総研研究員の内田多喜生、斉藤由理子の各氏である。

1 農協の組織構造の問題状況 ——主に准組合員の増大に関して——

いま、『総合農協統計表』によると、正組合員数の動向では、1996年から2005年の10年間に於いて、毎年0.7～1.1%の減少率になっている。他方、女性の正組合員数は、同期間で11.1%増えており、その正組合員比率も13.2%から16.0%に上昇している。特に「都市的地帯」が顕著で、女性の正組合員比率は同期間に16.4%から22.2%に増えており、先のJA全国大会で掲げた数値目標（25%）に近づいている。

他方、准組合員数では同10年間で13.7%増え、准組合員比率も40.4%から45.6%に上昇した。そして、地域性を反映して「都市地帯」では68.4%から73.1%になり、一段と「地域組合化」の性格を強めている。ここで、農中総研の「農協信用事業動向調査」（2007年度第2回調査、07年11月実施）から、准組合員加入促進の取り組み状況について捉えてみよう。

まず、准組合員拡大に積極的に取り組む農協は約4割であり、過去に比べ増加して

いる。このことが、最近の准組合員急増の背景になっていると考えられる。そして、准組合員拡大の目的は、特に「信用・共済事業の維持・拡大」が主であり、最近では員外利用規制への対応が多くなっている。また、准組合員拡大の取り組みの対象は、当然ながら信用・共済事業利用者が中心である。

さらに、農協の准組合員に対する期待は、事業利用の維持・拡大が主であるものの、出資金の増強、地域農業への理解、生活活動等協同活動への参画など多様である。また、既存の事業利用者に対して、協同活動の参加や意思反映の参画を促すような働きかけは乏しいのだが、広報誌の配布は約7割、年金・共済友の会への参加の呼び掛けは約4割の農協で実施されている。一方、准組合員に対して組合員教育を実施している農協は極めて少ない。そして、准組合員の集落座談会や総代会への参加、理事・監事などへの就任等についても、限られた農協でしか行われていない。

以上のように、事業利用拡大という観点から准組合員の加入者は増大しているのだが、現状では、農協の組織構成員ないし協同活動の担い手としての准組合員の位置づけが曖昧なままにされている。その問題状況の背景には、組合員拡大の意義に関する系統組織全体での課題認識が不十分なことも影響しているように思われる。いま、これまでのJA全国大会決議の内容から、農協グループにおける組合員加入促進に対する方針の経過を検討してみよう。

組合員加入促進に初めて言及した大会は、「生活基本構想」が提起された第12回大会（1970年）であるが、その取り組みを明示的に方針化したのは第15回大会（1979年）からである。但し、それ以後、第23回大会（2003年）までは、組合員加入促進の提唱は掛け声だけに終わってきたように思われる。これに対し、第24回大会（2005年）では、これまでの大会決議とは異なり、組織基盤問題を極めて重視し、組合員加入促進等に関する方針が盛り込まれたビジョン策定を提起し、以後、全中でその具体化を検討している。

但し、組合員加入促進運動に関して、これまでの全国大会決議における問題点は以下の3つに要約できる。

まず、農協運動路線の混迷に起因して、目指す組織基盤の将来像が必ずしも明確ではない。過去の大会決議を振り返ると、組織基盤の将来像を明確に見据えて地域協同組合化が提起されたとは言い難い。その「地域協同組合化に対する迷い」は、端的に准組合員加入に対する対応方針の曖昧さに表れている。

第2に、「『個』が組織する協同組合」への転換姿勢の曖昧さである。1戸複数組合員制の対応方針は、JA全国大会で提案された歴史が浅い。そのせいか、各大会での1戸複数組合員制の導入やその考え方には、上述の問題と同様に、大きな「迷い」があるように思われる。農協法上の「みなし組合員制度」がある中で、事業利用に実質的に支障が少ない農家世帯員の組合員化

の方向が必ずしも明確ではない。

第3に、農協組織基盤の変化に伴うガバナンスの困難性と制度問題であり、上述2つの問題点と密接に関連している。正組合員の離農・高齢化による減少と准組合員の漸増の中で、近年、員外利用規制問題への対応で准組合員加入を促進させていけば、結果として准組合員構成比をますます高めることになる。但し、共益権を持たない准組合員の増加は、農協のガバナンスを困難にするとともに、現行の農協法ないし組合員制度の見直しという組織目的に関わる根幹的な課題を突きつけている。

2 組合員拡大運動の先進事例の取り組み状況 —— 3農協の事例調査から ——

ここで、先進事例農協の調査から、組合員加入促進の取り組みに関する現状の問題点や課題を探ってみたい。事例調査の対象農協は、全国の地域性にも配慮し、組合員加入促進対策を先進的に取り組んでいる3農協を選定した。ヒアリング調査では、農協トップ層及び企画管理担当、金融担当、生活担当及び女性部代表者に対して、組織構造の変化や組合員加入促進の方針等に関する質問項目を設定し、調査研究班メンバーの各分担者が行った。

事例農協の調査結果から、組合員拡大運動の取り組みについて、具体的には組合員拡大の背景や方針、推進対象、拡大方策、加入メリット、運営参加等に関して、各農

協の特徴は以下のように整理できる。

(1) 事例農協の立地条件と准組合員比率

最初に、それぞれの調査農協の立地条件を比べてみたい。まずB農協（広島県）は、管内がS市と周辺の3町・3村（総人口5万7千人）にまたがり、過疎地を多く含む典型的な中山間地農村である。中山間地の地域経済を反映して、組合員戸数約1万3千戸（うち正組合員約7,500戸）の組織規模に対して、貯金量900億円、販売高40億円（米が約5割）の事業規模に留まる。そして、信用・共済部門の事業総利益構成比が78.3%（信用32.2%、共済46.1%）と高い。

A農協（愛知県）は、T市と周辺3町（人口17万人）を管内に、園芸（果樹、野菜、花卉）産地が広がっている。そのため、貯金量が2,259億円と大きい。正組合員約6,200戸で販売高も114億円の事業規模にあり、信用・共済部門の事業総利益に占める割合は56.8%（39.0%、17.8%）と低い。これに対してC農協（神奈川県）は、H市と隣接2町（人口32万人）を管内として、南部地域で都市化が進んでいる。組合員は約1万4,600戸（うち正組合員約3,500戸）で、貯金量2,641億円に対して販売高は約23億円に留まる。そして、信用・共済部門が事業総利益の89.9%（63.1%、26.8%）を占め、典型的な信用部門依存型の都市農協である。

このような立地条件の違いは、各農協間における准組合員比率の相違に反映している。准組合員比率は、都市型農協のC農協

が最も高く（74.5%）、平地農村のA農協がこれに次いで61.8%、中山間地農村のB農協が34.7%と低い。

ここで、A農協の准組合員比率の高さは、10年くらい前から始めた准組合員の加入促進運動によるものである。96年度の准組合員4,969人（41.1%）から06年度末では1万2,693人（61.8%）へと2倍以上に拡大しているが、増加した准組合員約7,700人のうち4,400人は女性である。正組合員においても、この間、男性組合員の減少を女性組合員の約1千人の増加で相殺している。要するに、当農協では、主に女性組合員の拡大によって組織拡大を図ってきたと言える。

女性の加入促進による組織規模の拡大は、程度の差はあれB農協についても当てはまる。当農協では04年度から組合員拡大運動を開始したが、04年度末から06年度末の2年間で組合員は約2,600人増えているが、そのうち女性が約2,100人を占めている。これに対してC農協の准組合員比率の高さは、ローン等の信用事業の利用関係で自然に増えてきた結果であり、一時、貯金高で員外利用規制違反になったように、員外利用者に対する積極的な加入促進によるものではない。当農協では、06年度から組合員の加入促進運動を始めたばかりである。

（2）組合員拡大運動の背景や目的

組合員拡大運動を開始した背景や目的は、トップの経営姿勢や地域性も反映して農協間でやや異なる。C農協の場合は、直

接的には貯金高の員外利用規制違反の解消を目的としており、併せて、既存組合員の高齢化に対応した世代交代対策であった。これに対してA農協では、員外利用規制の対応や事業拡大を目的としたものではないという。合併以来、当農協は、商工会や行政、地域住民等との交流・連携活動に積極的に取り組んでおり、組合員の拡大促進の取り組みには、地域における農協の存在感ないし影響力を高めようという意図がある。また、女性組合員の加入促進においては、女性部の生活文化活動（特に22クラブの目的活動）の拡大という狙いもある。実際にも、生活文化活動参加者の約3分の1は非農家（准組合員加入の対象者）であるという。

B農協の場合は、中山間地農村にあって、管内人口や農家（正組合員）の急速な減少に直面していた。正組合員は、91年度末の約1万3,600人から04年度末には1万1,700人へと1,900人も減少している。そこで、「『農』を起点とした幅広い地域活動に取り組む」（「第3次（H19年～H21年）中期計画重点方針」）ために、新規組合員の加入促進によって組織規模の維持・拡大に迫られたと言えよう。04年度からの加入促進運動の成果により、06年度末の当農協の組合員総数は約2万人で、管内総人口の約35%を占めるに至っている。

（3）組合員加入の推進対象・目標、 促進方策

組合員加入の主な推進対象では、3農協

とも全国の系統方針を踏襲している。正組合員の場合は、1戸複数組合員化の対象として農家女性や後継者（ないし女性部員及び青年部員）であり、准組合員の場合は、融資等の継続的利用者が対象となっている。但し、優先的に加入を進めた対象者は、B農協の場合では役職員本人及びその家族であり、C農協の場合では、員外利用規制対策もあって、員外の高額貯金者を加入推進の重点ターゲットにしている。

また、農家女性の正組合員化では、A農協やC農協では農産物直売所の運営参加者を加入促進の主な対象者にしている。なお、C農協では、世代交代対策として、家庭菜園講座の受講生（定年退職帰農者）に対しても正組合員加入を働きかけている。

加入促進運動においては、各農協とも目標数値を掲げており、A農協では年間約1千人、複合渉外1人当たり12人の目標、B農協では全役職員で職員1人当たり年間10人、各支店では准組合員の拡大目標を掲げている。C農協では、正組合員世帯や員外高額貯金者、継続的事業利用者等をリストアップして、属性別に加入目標を設定している。特に女性正組合員に関しては、正組合員総数の20%加入を目標としている。当農協のように、組合員ないし利用者の属性別に対応して加入促進の対策を検討している点は注目される。

また、いずれの農協も加入パンフレットや案内チラシを作成し、出資や脱退等に関するコンプライアンスにも配慮している。特にC農協では、勧誘に際しての「想定問

答集」を作成している。なお、新規加入の出資金は、A農協が3万円、B農協1万円、C農協は1万円をおおよその標準としている。

（4）加入メリット及び加入後の

働きかけ、加入促進運動の成果

A農協では、勧誘にさいし加入メリットを特に強調していないが、組合員のメリットとしては、出資配当4%、定期貯金に対する利用配当、優遇貸出金利、葬祭ホール利用料（3万円）の無料化がある。将来的には総合ポイント制の導入を検討しているという。また、B農協では、定期積立貯金加入を前提にした葬祭事業の利用料割引があるくらいで、いまのところ経営財務に余裕が無いため、配当・ポイント制による利益還元措置は検討中に留まっている。

これに対してC農協では、勧誘対象者に対して加入のメリットを積極的に提示している。具体的には、金利上乘せ定期貯金やマイカーローンの金利優遇、ATM手数料のキャッシュバックのほかに、信用・共済の高額利用者に対して旅行や歌謡ショーへの招待がある。

また、特に准組合員に対して、A農協では、ミニディスクロージャー誌や広報誌、事業関係パンフレットを配布している。そして、生活文化活動（目的活動のサークル）への働きかけや農協主催の地域イベント（特にスポーツイベント）、子供向け活動への参加を勧誘している。B農協では、広報誌で協同組合運動記事を連載しており、ま

た、各種イベントの開催や子供向け活動への参加を働きかけている。C農協においても、広報誌で農協のイベント情報を准組合員にも提供している。

なお、組合員の加入拡大の成果として、A農協では、貯金や共済の事業伸長に大きく貢献しているという。また、B農協では、組合員加入者のAコープ店利用が多いという。またC農協では、端的に貯金の員外利用比率が33%から23%へ低下した。

(5) 女性組合員及び准組合員の 運営参加の状況

女性組合員の理事登用や総代選出では、A農協が理事24人のうち2人（うち女性部選出1人、地域選出1人）、総代619人のうち18人（目標20%）である。B農協では、理事22人のうち3人（地域代表1、女性部代表2）、女性総代は4%（目標10%）である。C農協では、理事24人のうち女性2人で、女性総代は612人のうち7人（目標20%）に留まる。女性総代については、いずれの農協も現在時点では過小に留まっている。

また、准組合員の組織化や意思反映に関しては、A農協では、当面、組合員数拡大の取り組みを先行させ、将来の検討課題としている。B農協では、支店単位の准組合員の組織化が検討段階にあるのみである。これに対して、C農協では、「はまゆう会」（12支部）という准組合員の親睦会組織がある。年1回の准組合員大会があるほか、各支店や女性部、青壮年部主催のイベント

に参加しているという。いずれの農協においても、現時点では、准組合員の意思反映や運営参画について具体的な取り組みは見られない。

3 まとめ

——組合員加入促進運動の問題と課題——

以上の事例調査結果から、多様な（潜在）利用者層の積極的な組合員加入促進により、農協の組織基盤自身を主体的に変えて（強化して）いくときの問題や課題について提起してみたい。

まず、「組織基盤の強化」という場合、組合員の加入促進という組織規模の拡大という取り組みと、組合員の組織化及び協同活動の普及・活性化という組織活動の強化という内容とに便宜的に分けられる。前者の組合員拡大運動の背景は、農家世帯主（農業者）＝正組合員の減少という問題に対して、正組合員比率の維持、信用・共済や生活部門での事業量拡大という狙い、員外利用制限規制への対応、地域社会における農協の影響力の確保など多様である。

そのさい、農家女性や後継者の正組合員加入促進の場合、農家ごとの戸単位加入から、農業者ごとの個人による加入方式への転換という、イエ主義から個人主義による組織再編という意義を帯びている。女性正組合員の増大を契機にした総代の女性比率向上や、女性理事の登用もその考え方の延長にある。農業後継者の正組合員化や運営参加においても同様の意義を持っている。

このこと自体は、農協法で規定する農協像に抵触することはない。

但し、農水省は理事定数の増大を認めていないため、女性あるいは後継者、生産部会代表等の理事枠を設けると、地域代表理事枠との競合が生じ、多くの農協で女性理事等の登用が進まない主要因になっている。特に女性理事登用の場合では、女性の正組合員を増やすことが先決であり、その後女性正組合員比率に対応した女性の総代・理事枠を確保する方法が制度的には正当かもしれない。この点で、調査事例のA農協の場合では、女性正組合員の構成比がすでに4分の1弱を占めているのだが、女性総代は3%未満、女性理事は理事総数24人のうち2人に留まっている。正当な選出根拠があっても、女性の総代・理事枠を確保することが容易でない現状を示している。

ところで、准組合員加入の促進運動の場合は、農協の組織理念の再検討を迫ってくる。「都市農協」が典型的なように、大半の農協にとって、住宅ローン等の員外の資金借入者を「系統信用補完制度の保証資格者」にさせるため、信用事業の伸長とともに准組合員を増大させてきた。言わば、既存の大半の准組合員は、員外者へのローン推進を契機に増えてきたにすぎない。これに対して貯金利用の場合は、特に組合員化の必要性が無いため、員外利用制限を超えてしまいがちだった。このような事情が、前述の「信用事業動向調査結果」が示すように、ここ数年で、特に「特定市」の農協

の多くが准組合員の積極的拡大に取り組み始めた背景である。

これに対して、調査事例のB農協においては、「『農』を起点とした幅広い地域活動に取り組む」ことを運動方針に掲げる。そのさい、農家数の減少により農業者だけで運動方針を実現することは困難であるという認識から、地域住民（消費者）を巻き込んだ組織づくりを目指すとして、積極的に女性の組合員（正・准）加入を促進している。言わば、新規組合員の加入促進は、員外利用規制への対応や事業利用の拡大というよりも、農協運動の「応援団づくり」という意味を帯びている。

この点で、「信用事業動向調査結果」において、「加入時のアピールする点」として、「サービス・施設利用面での優遇」や「出資配当」に加えて、「農協の存在意義」が「特定市」の農協では25.5%もある。また、「特定市」での「准組合員への期待」では、「員外利用規制への対応」（82.4%）が最も多いものの、「地域農業への理解」も45.1%を占めていることに注目したい。

このような背景には、信用・共済依存型の農協経営の特質が反映していよう。准組合員が多数を占める都市農協の場合ではその傾向が特に強い。第1表でC農協の例を示すように、部門別当期利益で見れば、信用事業の利益が「農業関連事業」の大きな赤字をカバーしている。信用・共済部門によるこのような「営農補填」の実態について、非農家・非農業経済に依存する都市農協では、特に准組合員に対して説明責任の

第1表 各事例農協の営農指導事業費の部門別配賦割合及び
同配賦後の税引前当期利益の部門別寄与率(2006年度)

(単位 %)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	合計	(万円)
A農協	営農指導配賦 当期利益寄与率	39.5 93.8	18.0 42.0	19.4 16.6	23.1 19.1	100.0 100.0	22,190 10,014
B農協	営農指導配賦 当期利益寄与率	12.5 96.3	17.9 248.8	67.1 114.5	2.5 60.6	100.0 100.0	16,815 23,436
C農協	営農指導配賦 当期利益寄与率	43.8 188.7	25.7 33.6	14.5 80.9	16.0 41.4	100.0 100.0	20,238 41,768

資料 各農協の総代会資料より作成

履行とともに、農協の組織理念に対する理解を求めていく必要性が生じてきている。

このような観点に立てば、非農業者（非農家）への組合勧誘時においては、農協組織の理念や運動方針を明確に提示し、加入者に理解・確認させる必要があろう。また、協同組合としての農協組織に関する組合員教育も当然の取り組み課題になってくる。この点で、新規加入者への組合員教育や准組合員への研修活動に関して、取り組んでいる農協がわずか数%に留まるという現状は極めて問題であろう。

なお、准組合員の属性は多様であり、全体を組織化することは困難である。有志による親睦会の形成や既存の各種生活文化活動に参加してもらう方法が現実的なようだ。また、准組合員の意思反映では、支店運営委員会や総代会、理事会、経営管理運営委員会などに、意思決定者としてあるいはオブザーバーとして参加する方法がありうる。その役員・委員の選出においては、准組合員を地域単位ないし利用者組織単位等で組織化して、その組織代表が運営参加

する姿が理想的である。但し、上述のように組織化は困難であるため、農協の地域農業振興活動に理解があり、協同活動への参加度の高い准組合員に、個別に委嘱する方法が現実的であろう。なお、

准組合員の運営参加は都市部で進展しており、先の「信用事業動向調査結果」によれば、准組合員理事のいる農協はすでに「特定市」で18.4%、「中核都市」で21.6%、准組合員比率50%以上の農協では2割前後に達している。

ところで、組合への加入促進に際して、事業利用面でのメリットの提示は、前面に出して強調すべきことでは無いかもしれない。経済的メリットの強調は事業推進の手段でもあり、利用メリットがある限りでの農協と組合員の関係に留めてしまう。本来なら、協同活動への参加を通して、農協の事業利用に結びついてくのが理想的であろう。この点で、A農協では、特に「メリット」を強調しなくとも組合加入者は増大し、事業利用も拡大していることに注目したい。当農協では、新規加入組合員に対して、生活文化活動や地域社会活動等への参加を積極的に働きかけている。協同活動を中心にしたこのような「農協と組合員との関係構築」が、地域組合化の本来的なあり方と思われる。

(あおやぎ ひとし)